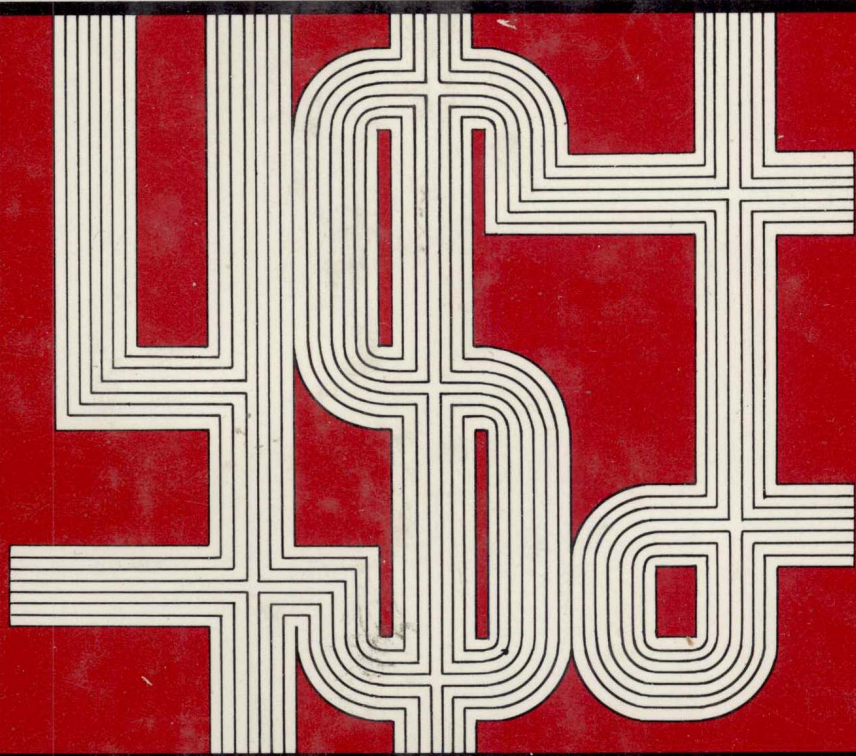


為替換算會計の実務

〔改訂版〕

日本公認会計士協会 東京会編

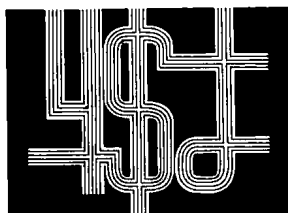


中央経済社

為替換算会計の実務

〈改訂版〉

日本公認会計士協会 東京会編



中央経済社

為替換算会計の実務〈改訂版〉

昭和55年12月20日 第1版発行

昭和57年9月10日 改訂版発行

編 者 日本公認会計士協会 東京会

発行者 渡 辺 正 一

発行所 (株)中 央 経 済 社

〒101 東京都千代田区神田神保町1-31-2

電話・ (293)3371(編集部)

(293)3381(営業部)

振替口座・東 京0-8432

印 刷／昭和工業写真印刷所

製 本／美 行 製 本

落丁・乱丁本はお取替え致します。

ISBN 4-481-17434-X C 3034

改訂版の刊行に当たって

本書は、昭和55年12月に出版されてから、幸いにも読者の方々から御好評をいただいて版を重ねてきた。その後、法人税関係通達の総点検による法人税基本通達等の第3次改正（昭和55年12月25日）、「外貨建取引における実務上の個別問題（周辺問題）について（中間報告）——その2——」（昭和56年3月24日日本公認会計士協会）などの公表もあり、これらを取り入れて内容をアップ・トゥ・デイトなものとするとともに、また一部は本書の内容をより整備したものとすべく、この機会に改訂することとした。

この改訂版が、旧版と同様に多くの方々によってご利用いただければ幸いである。

昭和57年7月

日本公認会計士協会東京会

会長 中 村 忠

序

去る昭和54年6月26日付で、企業会計審議会より「外貨建取引等会計処理基準」が公表された。この「外貨建取引等会計処理基準」は、現在の変動相場制という国際通貨体制のもとにおける外貨建取引にかかる会計処理ならびに外貨表示財務諸表項目の円換算に関する基準につき、従来の「企業会計上の個別問題に関する意見」のかたちで公表されてきた断片的基準を見直し、連結財務諸表作成のための在外子会社等の財務諸表項目の換算方法を新たに含んで、包括的・一般的基準として制定されたものである。

「外貨建取引等会計処理基準」は、昭和54年10月1日以後開始する事業年度について強制適用とされ（それ以前にかかるものについては任意）、これに合せて日本公認会計士協会は、「外貨建取引等会計処理基準」の徹底を図るため、基準に従った換算手続の例示、基準の適用に当って別途の措置を要する事項または解釈上の指針を必要とする実務上の個別問題、あるいは適用に伴う会計処理の変更の監査上の取扱いなどにつき諸々の報告や通ちようを公表した。また、法人税の取扱いについても、昭和54年10月18日付で通達「法人税基本通達等の一部改正について」が公表された。これらの措置によって「外貨建取引等会計処理基準」を具体的に実務に適用する条件が一応整備されたわけである。

本書『為替換算会計の実務』は、この「外貨建取引等会計処理基準」について、現在時点で公表されている諸々の取扱いを素材として、その実務への適用について平易に解説することを意図したものである。

ところで、日本公認会計士協会東京会は、昭和48年7月、『為替変動会計』と題する単行本を出版委員会の企画・編集のもとに中央経済社より刊行しているので、この本との関係についてここで言及しておきたい。

『為替変動会計』を出版した当時は、昭和46年8月28日、いわゆるニクソン・ショックによって変動相場制に突入した2年後であり、その間に、スミソニア

2 序

ン10カ国蔵相会議の合意に基づく基準外国為替相場を従来の1米ドル当り360円から308円に変更する措置（昭和46年12月20日）による固定相場制への復帰、固定相場制のもとでの外国為替の売買相場の変動幅を基準外国為替相場の上下1%から上下2.5%への拡大、再度の変動相場制への突入（昭和48年2月14日）、と矢継ぎ早やに種々の措置のとられた外国為替市場の激動期であった。

この激動期は、会計実務上は、新たに外貨建取引および外貨表示財務諸表の換算の問題を生ぜしめ、企業会計審議会が企業会計上の個別問題に関する意見として、意見第3「外国為替相場の変動幅制限停止に伴う外貨建資産等の会計処理に関する意見」（昭和46年9月21日）、意見第4「基準外国為替相場の変更に伴う外貨建資産等の会計処理に関する意見」（昭和46年12月24日）、意見第5「現行通貨体制のもとにおける外貨建資産等の会計処理に関する意見」（昭和47年7月7日）、意見第6「外国為替相場の変動幅制限停止中における外貨建資産等の会計処理に関する意見」（昭和48年3月29日）を次々と公表した時期でもあった。

前書『為替変動会計』は、これらの意見書を踏まえて、当時の時点での問題を体系的に整理して解説することを意図したものであり、その後における為替換算会計の実務に大きな貢献をしたものと信じる。

しかしながら連続的に公表された上記の個別意見は、いずれも重要な外国為替環境の変化に随時対処するためにとりまとめられたものであり、その内容は当面必要とされる事項に限られていたため、いずれ適当な時期に、外貨建取引等に関する一般的かつ包括的な会計処理基準を設定すべき必要性があわせ指摘されていたものであったと同様、前書『為替変動会計』も、いずれ一般的・包括的な会計処理基準が制定された暁には、新たに書き改める必要性があったわけである。

そこで、「外貨建取引等会計処理基準」の制定に伴って、前書の改訂を検討したわけであるが、刊行以来すでに7年を経過しており、また会計実務家の関心事も当時とかなり異なってきていることから、まったく新たな構想の新著とすることが適当と考えられた。そこで、改めて東京会会員の公認会計士の中で、

適任と思われる諸氏の執筆協力をえて本書をまとめた次第である。

このような経緯をもって生まれた本書は、ほぼ「外貨建取引等会計処理基準」の体系に従って全体を構成しながら現在時点における実務家の為替換算会計に関する重要な関心事をほぼ網羅しており、実務上の手引として参考となることが多いと信じる。

最後に、本書をまとめるに当って、執筆者各位のご好意とお骨折に対して感謝するとともに、企画・編集に当った東京会事業部の担当幹事、出版委員会委員各位、ならびに事務局関係職員各位の献身的努力に対して心から感謝の意を表する次第である。

なお、本書の執筆者は次のとおりである。

I 外国為替の基礎知識	宮田 達郎
II 為替換算会計の基礎理論	白鳥 栄一
III 外貨建取引の会計処理	勝島 敏明
IV 在外支店の財務諸表項目の換算	山本 嘉彦
V 在外子会社等の財務諸表項目の換算	明日山俊秀
VI 外貨建取引等の税務	滝日 明

昭和55年11月

編者代表

日本公認会計士協会東京会

会 長 中 村 忠

本書の利用にあたって

1. 本書は、日本公認会計士協会東京会の出版委員会の編集によるものであるが、日本公認会計士協会本部および東京会の各種委員会の意見のような性格のものではない。すなわち、本書の文中意見に関する部分は、各執筆者の私見にとどまるものであることをあらかじめお断りしておきたい。
2. 本書は、「外貨建取引等会計処理基準」の体系に従って全体を構成しており、これとまったく異なる基準の適用される銀行業における外貨建取引等の会計処理については取扱っていない。なお、商社等については、一部この基準の適用されない特別の取扱いがあるが、別記業種でもなく、また、その特別の取扱いはごく一部の事項にとどまっており、本書の範囲に含まれている。
3. 本書では、文中でしばしば引用される為替換算会計に関する主要な基準・意見書については略称を用いているが、その主要なものは次のとおりである。
 - ① 外貨建取引等会計処理基準（昭和54年6月26日 企業会計審議会）……「外貨会計基準」
 - ② 外貨建取引等会計処理基準注解……「外貨会計基準」注解、あるいは「注解」
 - ③ 企業会計上の個別問題に関する意見第5 現行通貨体制のもとにおける外貨建資産等の会計処理に関する意見（昭和47年7月7日 企業会計審議会）……「個別意見」第5
 - ④ 企業会計上の個別問題に関する意見第6 外国為替相場の変動幅制限停止中における外貨建資産等の会計処理に関する意見（昭和48年3月29日 企業会計審議会）……「個別意見」第6
 - ⑤ 在外支店及び在外子会社等の財務諸表項目の換算手続（中間報告）（昭和54年7月10日 日本公認会計士協会）……「換算手続（中間報告）」
 - ⑥ 外貨建取引における実務上の個別問題（周辺問題）について（中間報告）（昭和54年9月11日 日本公認会計士協会）……「個別問題（中間報告）」
 - ⑦ 外貨建取引における実務上の個別問題（周辺問題）について（中間報告）——その2——（昭和56年3月24日 日本公認会計士協会）……「個別問題（中間報告）——その2——」

目 次

I 外国為替の基礎知識

1 外国為替相場	1
1 外国為替相場の基礎知識	1
2 わが国の為替相場の種類と体系	5
3 先物為替取引とヘッジ	12
2 為替リスク管理とエクスポージャー	15
1 為替リスクとその所在	15
2 エクスポージャー	16
3 為替リスク管理と為替換算会計	18

II 為替換算会計の基礎理論

1 換算の基本原則	21
2 本店における外貨建取引と外貨表示財務諸表換算の整合性	22
3 取得原価主義会計における為替換算	24
4 為替換算差損益の発生要因	27
5 換算と評価の混合	28
6 実現主義とディスクロージャーの調和	31
7 二取引基準と一取引基準	35
8 外貨表示財務諸表の換算方法	38

III 外貨建取引の会計処理

1 「外貨会計基準」における取扱いの概要	43
1 「外貨会計基準」の制定とその構成	43
2 「外貨建取引」における取扱いの概要	45
2 外貨建取引の円換算（円記録）	46

2 目 次

1	外貨建取引の範囲	48
2	取引日基準（二取引基準）	53
3	決済日基準（一取引基準）	56
4	「外貨会計基準」の取扱い	58
5	取引発生時の為替相場	60
6	為替予約の付された外貨建取引の取扱い	62
3	外貨建資産負債の円換算（決算時の会計処理）	65
1	円換算の対象項目	65
2	決算時の為替相場	68
3	外国通貨の換算	72
4	外貨建金銭債権債務	74
5	外貨建有価証券	86
4	換算および決済に伴う損益の処理	100
5	財務諸表表示について	103
1	為替差損益の財務諸表表示	103
2	財務諸表に対する注記等	105
6	メーカーズ・リスクの特約のある取引の取扱い	106

IV 在外支店の財務諸表項目の換算

1	概 説	111
1	換算の必要性	111
2	従来の取扱い	112
3	「外貨会計基準」の取扱いの概要	114
2	財務諸表項目の換算（本則）	116
1	テンポラル法による換算とは	116
2	通貨および金銭債権債務	119
3	有 価 証 券	123
4	たな卸資産および有形固定資産等	125
5	その他の貸借対照表項目	127
6	収益および費用	128
7	換算差額の処理	130
8	要 約	130

3	決算日レート法による換算	133
1	決算日レート法が認められる条件	133
2	決算日レート法による各財務諸表項目の換算	134
3	決算日レート法における換算差額	136
4	海外長期工事の取扱い	137
1	海外工事の特徴	138
2	「外貨会計基準」によることへの疑問	139
3	二つの処理方法の試案	146

V 在外子会社等の財務諸表項目の換算

1	概 説	149
1	連結目的の換算と一般目的の換算	149
2	従来取扱い	150
3	「外貨会計基準」の取扱いの概要	152
2	在外支店の財務諸表項目の換算方法との相違点	153
1	概 説	153
2	期末留保利益および当期純利益の換算	154
3	換算差額の性格および処理	156
4	低価基準を適用しているたな卸資産等の換算	160
3	本則による換算 — 設例による解説	161
1	子会社取得時における円換算貸借対照表	165
2	短期貨幣性項目の換算	165
3	長期貨幣性項目の換算	166
4	有価証券の換算	166
5	たな卸資産の換算	166
6	前払費用の換算	167
7	有形固定資産の換算	167
8	資本金の換算	168
9	その他の剰余金の換算	168
10	支払配当金等利益処分の換算	168
11	収益および費用の換算	169
12	為替換算調整勘定	171

4 目 次

4 決算日レート法による換算——設例による解説	171
1 資産および負債の換算	172
2 資本勘定および剰余金取引の換算	173
3 収益および費用の換算	173
4 為替換算調整勘定	174
5 決算日レート法を採用できる場合の重要性の判断基準	174
5 投資勘定の消去仕訳	175
1 二つの仕訳法	175
2 少数株主持分が存在する場合の連結仕訳	179
6 換算方法の変更に伴う会計処理	180

VI 外貨建取引等の税務

1 定 義	185
1 用語の定義	185
2 外貨建円払い債権債務	186
3 外貨建社債	186
4 前渡金等	187
5 期限徒過の外貨建債権	187
2 外貨建取引に係る会計処理等	187
1 収益・費用等の換算	187
2 外貨建円払取引等の換算	188
3 製造業者等が負担する為替損失相当額等（いわゆるメーカーズリ スク）の取扱い	190
4 為替予約がある場合の収益・費用等の換算	191
5 前渡金等の振替え	192
6 延払条件付譲渡等に係る債権等につき換算差損益を計上した場合 の未実現利益繰延額の修正	193
7 外国法人税の換算	193
8 外国子会社の外国法人税が減額された場合の換算	195
9 海外支店等の資産等の換算の特例	195
10 換算差益を計上した場合の資産の取得価額の不修正	196
11 外貨建で購入した原材料の受入差額	196

12	外貨建の有価証券に対する低価法の適用	196
13	外貨建株式の評価損	198
14	外貨建公社債の評価損	200
15	外国法人の在日支店等の資産等の換算	201
3	外貨建債権債務の換算	202
1	外貨建債権債務の換算の方法	202
2	外国通貨および外貨預金の円換算	210
3	外貨建債権債務の特別な換算の方法	210
4	短期外貨建債権債務の換算の方法の選定等	211
4	外貨建転換社債の換算	212
1	発行時の換算	212
2	毎期末の換算	212
3	転換時の処理	212
5	通貨調整前に取得した長期外貨建債権等を期末為替相場で換算 しなかった場合の課税の特例	213

付 録

1	外貨建取引等会計処理基準・同注解	217
2	「外貨建取引等会計処理基準」の取扱いについて	223
3	在外支店及び在外子会社等の財務諸表項目の換算手続(中間報告)	224
4	外貨建取引における実務上の個別問題(周辺問題)について(中 間報告)——その1およびその2——	250
5	銀行業における外貨建取引等の会計処理について	270
6	商社における外貨建取引等の会計処理について	271
7	「外貨建取引等会計処理基準」の適用に伴う会計処理の変更の監 査上の取扱いについて	272
8	法人税法施行令・同施行規則(抄)	275
9	法人税基本通達(抄)	279
10	〔参考〕企業会計上の個別問題に関する意見第五・第六	289

索 引	293
-----	-----

I 外国為替の基礎知識

1 外国為替相場

1 外国為替相場の基礎知識

(a) 為替相場、為替平価、およびセントラル・レート

現在、国際間の資金移動は、すべて外国為替によって行われているが、外国為替とはつまるところ、外貨建ての金銭債権にほかならない。そして、この外貨債権である外国為替は、為替銀行を中核として形成されている各国の外国為替市場において、現実に売買されているのであり、そこに成立する売買価格のことを、外国為替相場あるいは単に為替相場というのである。

外貨債権の売買価格である以上、為替相場は、常に当該外国通貨と自国通貨との交換比率として表現される。それは、1米ドル当り240円とか、100円当り41.66セントとかいうように表現される。ちなみに、前者の相場の建て方を「邦貨建て」、後者を「外貨建て」とよぶ。

さて、為替相場は、このように市場価格として成立するものなので、需給の関係で上下いずれへも無制限に変動するように思われるが、実は騰落が一定限度以上にならないように、それを中心に引寄せる帰着点がある。価格論で、市場価格に対して「自然価格」というものを想定するが、ちょうどそれに相当する相場変動の中心点が「為替平価」である。

為替平価には、現実に各国の法律で定められた法定平価と、理論的に現実の為替相場が帰着すべき姿としての理論的平価とがある。

法定平価は、戦前の金本位制の下では「金平価」とよばれ、各国通貨の金に対する法定兌換率により、金を媒介として各国間の交換比率が定められていた。戦後の国際通貨基金（IMF）制度の下では、加盟各国は、自国の為替平価を金または純金1オンスにつき35ドルの公定価格をもつ米ドルで表示して定め、これをIMFに登録する義務があつて、これを「IMF平価」とよんでいた。日本円は、久しく1ドル360円のIMF平価を保っていた。しかし、1971年8月、アメリカのニクソン大統領が、金とドルの交換停止を宣言したため、上記のIMF体制（ブレトン・ウッズ体制ともいう。）は崩壊し、同年12月のワシントン蔵相会議の合意により、平価に代わる新基準レートを定めた（この合意による新体制をスミソニアン体制という）。これが「セントラル・レート」で、日本円は1ドル308円と定められた。このセントラル・レートも、実質的な意味では為替平価の一つに数えてよかろう。しかし、その後主要工業国が競って変動相場制に移行したため、その制定の意義は薄れてしまった。

理論的平価とは、理論的にあるべき為替相場のことで、カッセルが為替相場を決定する要因として唱えた各国通貨の購買力の比、すなわち購買力平価などが、その代表的なものである。

（b）固定相場制と変動相場制

上に述べたブレトン・ウッズ体制でも、またその後のスミソニアン体制でも、平価を金または一定額の米ドルで表示するとともに、その額は固定させられていた。そのため各国政府は、実際の為替相場が、平価の上下1%（ブレトン・ウッズ体制下）とか、2.25%（スミソニアン体制下）とか（これを変動幅という。）を超えないように操作することが義務づけられていた。かかる制度を固定相場制という。すなわち、為替の市場相場が変動幅の限界点近くにきたときに、各国政府が自ら外国為替市場に出動して、一定相場により無制限に買い応じ、または売り応ずること（このことを為替平衡操作という。）により、相場を変動幅の枠内におさめていたのである。

このような公的機関の市場介入を排し、為替相場の変動をすべて為替市場の需給にゆだねてしまうのが、「変動相場制」である。もっとも、変動相場制の

下でも、為替相場の極端な高騰・下落を防ぐため、通貨当局が平衡操作を行うのが実態であり、これを「管理された変動相場制」という。

既述のように1971年12月のスミソニアンにおける合意で、新体制による固定相場制を維持しようとする努力がなされたが、1972年末から1973年にかけての通貨不安の再燃により、スミソニアン体制は僅か1年余りで瓦解し、1973年2月以降、主要各国が一斉に変動相場制に移行するに至った。

そうした中で、1973年には石油危機が起ったが、これは世界的な国際収支構造を一変させるような衝撃であって、そのため固定相場制復帰の夢はますます遠のいたというのが現下の情勢である。その後1976年1月には、IMF協定の改訂案がジャマイカのキングストンで開かれた委員会において合意に達し（これをキングストン合意という。）、同年4月の総務会で承認されたが、その中に、変動相場制をとるか、固定相場制をとるかは、各国の任意とするとともに、各国はいずれを採用するかを協定発効（1978年4月）後30日以内にIMFに届け出ることが義務づけられた。これに基づき、わが国は変動相場制の採用を通告しているので、ここに変動相場制は、固定相場制に復帰するまでの暫定的措置という段階を抜け出し、新たな市民権を得たといつてよからう。

（c）平価切下げ・切上げと為替相場の変動

法定平価の制定・変更はいうまでもなく、国家の通貨主権に属する。この点後に述べる為替相場（市場相場）が、市場実勢で上下するのと全く異なる⁽¹⁾。

旧IMF体制の下では、通貨の平価切下げ・切上げは、一定の条件を満たし、かつ、IMF当局と協議の上でなければ認められないこととなっていた。この体制下で行われた例としては、1967年の英ポンドの切下げ、1969年におけるフランス・フランの切下げとドイツ・マルクの切上げなどがある。

長い間には各国それぞれ異なる経済発展を遂げ、通貨の対内価値が著しく変化するのにかかわらず、その対外価値をIMF平価で固定しておくところにむしろ不自然さがあり、その鬱積が吐出される結果として、平価変更は、その切下げ幅や切上げ幅がドラスティックに大きいこと⁽²⁾を特色としていた。上例のような個別的な平価変更のほかに、1971年12月のワシントン蔵相会議で行われた

ところの、関係国数10カ国に及ぶいわゆる「多国間通貨調整」も多角的な平価変更にはかならない。

このような臨時的かつ急激な平価切下げのほかに、通貨の国内価値の変化に伴い、頻繁かつ小幅な平価切下げを行う制度もある。クローリング・ペッグ制(crawling peg)制とよばれ、ブラジルの久しく採用してきた制度である。

いずれにせよ、平価の切下げ・切上げは、固定相場制の下で起りうる事象であり、現在のような変動相場制の下では、為替相場が（一応）無制限に変動するので、このようなことはありえない。

しからば変動相場制の下での為替相場の変動（固定相場制の場合の、変動幅内での変動もほぼ同じことであるが）は、いかにして起きるのであろうか。

それは全く市場における価格形成機構の中で動くものであるから、したがって商品の場合同様、外国為替に対する需要供給の関係で定まる。さてその需要供給の原因はと問われると、これは複雑で一概にはいえない。関係両国の金利水準の高さ、物価の情勢、金融財政政策、国際収支の動向、為替銀行の為替ならびに資金ポジションといった経済的要因から、政治革命、社会的騒乱、地震、水害といった経済外要因までが、為替相場に影響を及ぼすからである。ただし、このなかでもっとも直接的な要因は国際収支の動向である。

輸出による外貨の獲得・外資の導入などが外国為替の供給増加の原因であり、輸入決済資金の必要とか、外資の返済等が外貨への需要を増すことはいうまでもあるまい。

外国為替相場がこのように価格メカニズムで動く以上、本来ならば、供給過剰による外貨の増大が当該外貨の相場を低下させ（すなわち円高となり）、これが輸出を阻害し、反対に輸入を促進し、その結果として国際収支の不均衡を回復し、したがってまた、いったん低下した外貨の価値をもとに戻すという（その逆も同じこと）、自律的調整作用が働いて然るべきである。

変動相場制移行の動機の中にも、このような調整作用への期待が当然に含まれていたはずである。ところが現実にはフロートさせてみると、期待された調整機能は十分に働かず、むしろ不規則かつ大幅な変動が繰り返されたのが、実態